

2022(令和4)年度事業計画

1. 基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大は、当初の予想を遥かに超えて長期に亘り、我が国も含めた全世界の社会・経済に大きな影響を与えています。今後は、更なるワクチン接種や治療薬の開発・普及、感染再拡大防止への取組みがコロナ禍収束の行方を左右するものと思われま。また、2月に生じたウクライナ問題により、国際情勢の不安定化と資源価格の高騰等を招き、企業業績にも次第に影響を与えつつあり、社会・経済の先行きの不安定要素が一層増加しています。

一方で、我が国においては少子高齢化等に伴う労働人口の減少という構造的な問題は、更に加速する可能性も指摘されており、ポストコロナの時期には、将来に向けた我が国の成長は、労働生産性や労働参加率の向上、成長産業への労働移転等をいかに実現できるかによって左右されるものと考えられます。

雇用・労働における具体的な取組み課題は顕在化しつつあり、DX の更なる進展による労働の省力化・効率化、テレワークの拡大、兼業・副業の推進、雇用によらない形態も含めた働き方の多様化、高年齢者の雇用延長や多様な人材の労働市場への受容、ジョブ型雇用の拡大等が挙げられます。これらの諸課題について、効果的かつ具体的な対応策を実行することが不可欠な状況と思われま。

(2) 本年3月に、職業安定法が5年振りに改正され、その一部が既に施行されています。10月には残りの全てが施行されるため、これと並行し、労働政策審議会での議論を経て省令、指針等の発出を待つ状況となっています。改正職業安定法は、主に雇用仲介事業の機能強化と、募集情報等提供事業の適正な運営の確保を狙いとするもので、多様化する新形態のメディアについて「募集情報等提供事業」の定義に含めるとともに、雇用仲介事業を労働力需給調整機能の一翼を担うものと位置づけ、労働者になろうとする者に関する情報を扱う募集情報等提供事業者が届出制へと移行する点が大きな改正点となります。

職業紹介事業者の実務に影響を与える点としては、募集情報等の提供にあたっての的確性の確保、すなわち募集情報等について正確かつ最新の内容に保つための措置を講じる必要があること、事業者団体(人材協)が所属する事業者に必要な協力を行うとともに、国との協力関係を維持することが明文化された点です。

人材協会員をはじめ職業紹介事業者は、職業安定法に規定されている職業紹介に固有の「あっせん」という行為とその機能について、改めてその重要性和責務を認識し、更に職業紹介事業としての付加価値を高め、能力と雇用条件に適合する質の高い職業紹介の実現に向けて、事業価値の一層の高度化を実践することが極めて重要となります。

(3) 職業紹介事業も継続するコロナ禍により、様々な影響を受け、特に、求人・求職ニーズが業種、職種により大きく変化しました。一方で、DX の進展に伴うオンライン等を用いた効果的な業務の運用、労働市場の変化に対応したビジネスモデルの柔軟化等、コロナ禍によって、今後の目指すべき方向性が明らかになってきた部分もあります。

人材協は、ポストコロナの時期に備え、会員をはじめとする職業紹介事業者を取り巻く諸課題の

解決を目指します。揺るぎない事業基盤確立のためのベースとなる教育研修、情報提供、会員交流機会の提供等の支援機能の強化を図り、職業紹介事業の価値向上に向けた法令や社会的規範を遵守する高い社会的評価を受ける事業者の育成に努め、人材紹介業界と会員の皆様の事業発展に貢献し、会員の皆様と一体となり更なる発展を目指します。

2. 事業計画

「社会から見た人材紹介業界の地位向上に努める」という人材協のミッションを様々な施策・活動へと具現化し、ホワイトカラーを中心とする人材紹介業界の地位・社会的評価の向上、会員のビジネスメリットの向上、会員交流、会員拡大等の諸活動を積極的に実行します。特に下記事項を重点項目として具体的な取り組みを実施します。

- ①職業安定法の改正を踏まえた会員および職業紹介事業者、業界団体に求められる的確な対応の実施
- ②DX プロジェクト・フェーズⅡの推進によるホームページ等の利便性向上・会員支援機能強化
- ③教育研修事業のオンライン開催の拡充による教育機能強化と会員の利便性向上
- ④厚生労働省からの受託事業の遂行と関係諸団体との連携強化・関係構築

(1) 対外的活動

- ①厚生労働省(本省および各地の労働局)とは、職業安定法改正の趣旨を踏まえ、協力関係の発展を図る。また、日本経団連をはじめとする経済団体、労働政策研究・研修機構、労働・雇用問題に造詣の深い有識者、医療・介護・保育関連団体等との情報交換・連携強化
- ②人材協が会員となっている人材サービス産業協議会(略称:JHR)への参画活動、全国民営職業紹介事業協会(略称:民紹協)をはじめとする人材サービス関連の他業界団体、人材紹介ビジネスに影響のある諸団体等との情報交換・連携維持
- ③多様化する人権課題への適切な対応を行い、人権啓発関連の諸会合に継続的に参加
- ④医療介護福祉保育職等の人材の円滑な確保を考える議員連盟への対応等の継続実施、医療・介護・保育関連団体等との関係維持構築

(2) 協会内活動

- ①「業界としての品質向上・地位向上」と「会員の事業発展」に資する課題実現のための諸施策・諸活動を継続実施
- ②理事会において、定例的に今後の労働市場政策のあり方等について有識者からの意見聴取、人材紹介事業及び人材協と会員のあるべき方向性について継続検討
- ③常任委員会、各専門委員会、各協議会等の活動を通じて、事業計画の企画・立案と、会員支援活動を実施
- ④各地区代表者の常任委員会・事業組織委員会への参画による、全国的な状況を踏まえた人材協の政策への反映、ブロック会・地域活動の活性化と会員拡充、全国の主要労働局との連携強化、会員相互の情報交換・交流機会の拡充、会員推薦等による会員拡大活動、会員支援活動等に注力
- ⑤DX プロジェクト・フェーズⅡの展開によるホームページ、会員情報システムの高度化により、会

員支援機能のレベル向上を実現

- ⑥会員および職業紹介事業者の品質向上に資する職業紹介責任者講習をはじめとする各種教育研修・セミナー等を実地開催・オンライン開催の両手法で継続開催、従事者講習及び e-learning を業界標準の講習として更なる定着、人材協認定コンサルタント資格者の創出促進、既存講座の内容更新と新講座の企画・実施
- ⑦相談事業の展開による、会員の事業相談等への適切な対応、相談事業とホームページ上に公開の会員限定・紹介実務 FAQ 集との連携により、会員の知識向上・レベルアップに貢献
- ⑧「人材協ニューズレター」、メールマガジン「JESRACLIP」等による、迅速・適切な情報提供と広報活動を継続・実施
- ⑨コロナ禍の状況に応じて、職員の業務生産性向上に資するリモートワーク体制の確立、多くの重要情報・個人情報保有する人材協事務局の管理体制・セキュリティを強化等により、事務局運営の BCP 機能の維持

(3) 厚生労働省からの受託事業の遂行

本年度は、厚生労働省から「職業紹介優良事業者推奨事業及び医療・介護・保育分野における適正事業者認定事業」の事業運営を受託。本事業は前年度に人材協が受託・運営した医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度の継続運営に加え、前年度まで他団体が受託していた職業紹介優良事業者認定制度について、見直し・再構築を検討するとともに、前年度までの認定の取扱いにつき、協議会での議論を経て結論を導く予定。

3. 専門委員会等の活動計画

各専門委員会、協議会等での企画・検討を踏まえ、下記の具体的な活動を行います。

(1) 事業組織委員会

- ①各地区のブロック会等による会員相互の交流の機会をオンライン開催も併用して実施し、会員ニーズに応えるとともに、会員拡大のための具体策を展開
 - ①東日本、北海道・東北、中部、関西、中四国、九州の各地区でのブロック会継続開催
 - ②各地区代表者を中心とした各地区活動の活性化促進、個別企画への支援
 - ③会員および会員の提携先企業等の協力を得て、各地区の人材協未加盟事業者の新規入会を促進
 - ④職安法改正を踏まえて、各地区ブロックと各地労働局との協力関係の構築
- ②ビジネスモデルやバックグラウンド等を同じくする会員による交流・情報交換を行う会合を実地開催とオンライン開催の併用で引き続き実施し、相互交流と会員拡大策へ展開
 - ①SK会：いわゆる資本系（人材ビジネス以外の事業が本業）グループの人材紹介会社の会
 - ②ロゼ会：東京地区の女性の人材紹介ビジネス従事者の会
 - ③九州女子会（JQJ）：九州地区の女性の人材紹介ビジネス従事者の会
 - ④若手経営者会：開催方法等について刷新を計画
 - ⑤地方銀行系列人材紹介会社の会員拡大に伴い、オンライン情報交換会を企画・実施

(2) 法制倫理委員会

- ①人権課題への継続的な取り組みを実施
- ②安西法律事務所・木村恵子弁護士による「法務実務セミナー」を継続開催(今年度も実地開催とオンラインのデュアル開催を計画)
- ③改正職業安定法、同施行規則、政省令・告示の公布・施行等の動向を見据え、厚生労働省等の行政への対応方針の検討、人材協としての具体的対応策を検討

(3) 調査広報委員会

- ①DX プロジェクト・フェーズⅡの推進(人材協ホームページ、会員情報システム改定等)により、会員支援機能・広報機能強化策の継続検討・実施
- ②ホームページの更なる活用策の検討と会員を対象とする人材紹介事業経営に関するアンケート実施の検討
- ③「ニューズレター」「JESRACLIP」等による適時・的確・迅速な情報提供の実施
- ④「業況調査」「大手3社紹介実績」の継続実施と拡充の検討

(4) 教育研修委員会

- ①各地域の会員への利便性向上、長期化するコロナ禍への対応等の観点から、オンライン開催型の講習、研修・セミナーを大幅に増加させるとともに、人材協の教育研修体系と年間スケジュールをホームページに公開し、受講にあたっての利便性を向上
- ①職業紹介責任者講習:人材協が実施する教育研修事業の中心として位置付け、オンライン開催の回数を増やし、実地開催との併用で受講者の利便性拡充と受講者増大
- ②アドバンスゼミ:職業紹介責任者の実践力向上を目指し、引き続き4コースの内容をブラッシュアップしつつ開催、オンライン版も常設開催
- ③関連労働法規シリーズ・オンライン労働法シリーズ:オンライン講座を重点開催し、受講者の利便性向上で受講者増大を計画
- ④職業紹介従事者講習:オンライン版も定例開催、併せてe-learning版の通年受講との連携を図り、受講者を更に拡大
- ⑤e-learning版の講座拡大とオンデマンド型講座開発の検討
- ⑥委員からの提案に基づく新講座の検討
- ⑦ホームページ掲載の会員限定・紹介実務FAQと各種研修の相乗効果を企図
- ⑧研修講師派遣:会員等からの社内研修講師出講要請に応じ研修講師を派遣
- ②人材紹介コンサルタント資格取得者の拡大を図り、従事者のレベルアップを実現(11月開催予定)

(5) 再就職支援協議会

- ①「指針(141号告示)」の2016年改正の趣旨を踏まえ、協議会として設定したガイドライン等の遵守と業界品質向上活動を継続実施
- ②幹事会メンバーを中心として業界の動向把握と会員相互の啓発活動を推進

(6)医療系紹介協議会

- ①業界の品質向上に向けた協議会活動に賛同する参加事業者の拡充
- ②協議会の対応領域を医療分野のみならず、介護、保育等に拡大
- ③協議会で定めるガイドラインの刷新の検討・実施
- ④利用関係団体(病院関連団体、看護協会等)への理解促進のための広報活動の継続
- ⑤紹介事業従事者のレベル向上のための e-learning 等の教育研修の継続実施と、理解促進のためのツール活用
- ⑥協議会参加企業の交流と研鑽の機会(全体会・分科会)の定期的開催
- ⑦協議会幹事・実務者による定例会合を開催し、協議会の運営と厚生労働省からの受託事業との連携を深めるとともに、協議会員の更なるレベルアップに向けた協議会活動の方針・施策を企画・実施
- ⑧厚生労働省受託事業の情報を適宜提供し、協議会活動との連携強化

(7)新卒紹介協議会

- ①幹事会・実務者会による活動方針・計画の策定
- ②全体会の開催を通じた情報交換・交流の促進
- ③新卒紹介事業のサービス内容や紹介実績データをまとめた協議会概要書の更新、および新卒紹介協議会のガイドラインの策定
- ④学生、大学、関係団体等への新卒紹介サービスの理解促進活動について検討・実施